

令和8年6月1日

内部統制室  
直 通：092-643-3082  
担 当：黒石、武下（内線 2152）

## 公務員の服務規律の確保について

公務員の服務規律の確保について、全所属に対し、6月1日に通知を行いましたので、その内容をお知らせします。

### 1 ポイント

- 職員に対し、地方公務員法等の禁止行為を周知
  - ・ 特定の政治団体の支持目的での寄附金品の募集への関与
  - ・ 地位を利用した不当な寄附のあっせん
  - ・ 地位を利用した政治活動に関する寄附の求め・受領・関与、政治資金パーティーへの参加の求め・関与
- 職員相談窓口を新設
  - ・ 窓 口 ： 内部統制室
  - ・ 相談内容 ： 働きかけ等を受けた時の対応等
  - ・ そ の 他 ： 匿名相談も可

### 2 通知文等

別添のとおり

### 3 通知日

令和8年6月1日

本庁各課（室）長  
各出先機関の長  
労働委員会事務局長 } 殿

総 務 部 長  
(人事課内部統制室)

### 公務員の服務規律の確保について（通達）

公務員の服務規律の確保については、所属研修等を通じ機会あるごとに周知徹底を図っているところです。

今般、本庁各部の幹部職員で構成される任意の親睦団体である「部課長会」において、県議会議員が主催する政治資金パーティー券購入に係る補助や購入代金の取りまとめ、県議会議員が出席する会合等への参加費に対する補助等が行われていたことが報道機関各社から報じられたところです。これらの行為は地方公務員法や政治資金規正法に直ちに抵触するとまでは言えないものの、県職員の全体の奉仕者としての中立性について県民から疑念を抱かれる事態となりました。

我々県職員は、福岡県職員倫理条例にあるとおり、全体の奉仕者として常に公正な職務の遂行に当たらなければならないことはもとより、勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動し、県民の疑念や不信を招くことのないよう自らの行動を厳しく律する必要があります。このことは、職員が任意で組織する親睦団体等の運営においても同様です。同時に、執行機関と議会とは、相互に牽制し、その均衡と調和の上での運営に資するよう、取り組む必要があります。

貴職におかれましては、所属職員に対し下記事項を周知いただき、職員一人ひとりが県民全体の奉仕者であることを強く自覚し、中立の立場を堅持して、県民から疑念を抱かれるような行動を厳に慎むことで、所属職員の服務規律のより一層の確保を図り、県政に対する県民の信頼の確保・醸成につなげていくよう御指導願います。

### 記

#### 1 地方公務員法第36条に規定する政治的行為の制限について

本条は、公務員の政治的中立性を確保するため、職員の政治的行為を制限するものであり、本条第2項は次のとおり規定している。

○地方公務員法第36条第2項（抜粋）

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。

三 寄附金その他の金品の募集に関与すること。

【解説】

- ・ 本条第2項で禁止されている行為は、目的に行為が伴う場合であり、いずれか一方だけの場合を規制するものではないが、行為があればその目的を問われることとなり、職員の政治的中立性に関し、県民の疑念や不信を招くおそれがあること。
- ・ 「政党その他の政治的団体」とは、政治資金規正法第3条にいう「政治団体」と同一範囲であり、政治的団体には県議の後援会も含まれること。
- ・ 「募集に関与する」とは、募集計画を企画し、これが実施を主宰し、指導し、具体的に寄附金等の供与、交付を勧誘し、これを受領し又は募集計画の立案に助言を与え、その募集を援助する等の行為をいうものであること。「募集に関与すること」であるから、職員個人が寄附金等を与えること自体は差し支えないものである。ただし、職員で組織する親睦団体などで、特定の職員が複数職員の寄附金等を取りまとめて与えることは、供与、交付の勧誘に該当するおそれがあること。
- ・ そのため、職員が組織する親睦団体などで寄附を行う（又は補助をする）ことは慎むべきであると考えられること。
- ・ なお、個人が、自由意思に基づき政治資金団体への寄附などを行うことは、憲法上保障された政治的活動の自由に基づく行動であり、それを規制するものではないこと。（以下2、3においても同じ）

※本条第2項に抵触するか否かの具体例については、別紙を参照すること。

2 政治資金規正法第22条の7に規定する寄附のあっせんに関する制限について

本条は、寄附の任意性を確保するため、政治活動に関する寄附に係る寄附のあっせんをする場合において、相手方の意思を不当に拘束するような方法による寄附のあっせんを禁止するものであり、本条第1項は次のとおり規定している。

○政治資金規正法第22条の7第1項

何人も、政治活動に関する寄附に係る寄附のあっせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあっせんに係る行為をしてはならない。

【解説】

- ・ 「寄附のあっせん」とは、特定の政治団体又は公職の候補者のために政治活動に

関する寄附を集めて、これを当該政治団体又は公職の候補者に提供するものであること。

- ・ 「業務、雇用その他の関係」とは、業務関係、雇用関係その他これらに類する社会的、経済的関係をいうものであり、「業務関係」とは、業務上の地位の上下関係をいうものであること。
- ・ 「威迫」とは、脅迫にはいたらないが、相手方に不安、困惑の念を覚えさせるような言動を示すものであること。
- ・ 「不当にその意思を拘束するような方法」とは、業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫することが含まれるのはもちろん、威迫するまでにいたらなくても何らかの不利益を与えることを示して相手方の意思を拘束するような方法で働きかけることも含むものであり、職員が組織する親睦団体などで寄附を行う（又は補助をする）ことは、これに該当すると見られる可能性もあり、県民の疑念や不信を招くおそれがあること。
- ・ そのため、職員が組織する親睦団体などで寄附を行う（又は補助をする）ことは慎むべきであると考えられること。

※本条第1項に抵触するか否かの具体例については、別紙を参照すること。

### 3 政治資金規正法第22条の9に規定する政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払への公務員の関与等の制限について

地方公務員法における公務員の政治的行為の禁止は、行政の中立的運用とこれに対する住民の信頼を確保するために、公務員の政治的中立性を損なうおそれがあると認められる一定の政治的目的を持った行為を対象とするのに対し、政治資金規正法の目的は、公務員等の政治的目的の有無を問うことなく、政治資金の調達における公正を損なうおそれがある一定の行為について事実行為として公務員等が関与することを禁止することにあり、本条第1項は次のとおり規定している。

#### ○政治資金規正法第22条の9第1項（抜粋）

国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人の職員で次に掲げるものは、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金パーティーに対価を支払って参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与してはならない。

五 地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（地方公営企業～中略～を除く）

#### 【解説】

- ・ 「その地位を利用して」とは、一般的には、その地位にあるがために特に政治活

動に関する寄附集め等を効果的に行い得るような影響力又は便益を利用することであり、職務上の地位と政治的活動に関する寄附集め等の行為が結びついている場合をいい、公務員等の内部関係において、公務員等が部下又は職務上の関係のある公務員等に対し、職務上の指揮命令権、人事権、予算権等に基づく影響力を利用することを含むものであること。職員が組織する親睦団体などで寄附等を行うことは、これに該当すると見られる可能性もあり、県民の疑念や不信を招くおそれがあること。

- ・ そのため、職員が組織する親睦団体などで寄附を行う（又は補助をする）ことは慎むべきであると考えられること。
- ・ 「関与」とは、その形態に限定はなく、あっせんに限らず、援助、勧誘、仲介、その他の広範な行為がこれに含まれ、また、それは、抛出の意思を拘束する方法によったか否か、実際にその意思を拘束したか否かにかかわらないものであること。

※本条第1項に抵触するか否かの具体例については、別紙を参照すること。

#### 4 全体の奉仕者としての公務員の中立性を損なうおそれのある働きかけ・依頼に係る相談について

##### (1) 働きかけ・依頼に係る相談

上記1～3等に照らし、全体の奉仕者としての公務員の中立性を損なうおそれのある働きかけ・依頼を受け、自己が行う行為が適切かどうか判断することが困難な場合、職員（福岡県の一般職及び特別職をいう。以下この項において同じ。）は、依頼等に係る相談票（以下「相談票」という。様式は別記様式のとおりに。）を作成し、相談窓口へ相談できるものとする。

また、全体の奉仕者としての公務員の中立性を損なうおそれのあるこうした行為を見聞きした職員も、相談票により相談窓口へ相談できるものとする。

なお、いずれの相談も匿名で行えるものとする。

これらの相談への対応にあたっては、相談者のプライバシーの保護に特に留意して行うものとする。

##### (2) 相談窓口（相談票提出先）

人事課内部統制室宛て電子メールにより提出するものとする。

提出先：jinjika-naibu@pref.fukuoka.lg.jp

##### (3) 窓口設置日

令和8年6月8日

別記様式

依頼等に係る相談票

(部局名： )

|       |     |                             |    |  |
|-------|-----|-----------------------------|----|--|
| 相談年月日 |     | 年            月            日 |    |  |
| 対応者   | 所属名 |                             | 氏名 |  |
|       | 職名  |                             |    |  |
| 相手方   |     |                             |    |  |
| 内容    |     | (依頼等の内容)                    |    |  |
|       |     | (対応状況)                      |    |  |
| 特記事項  |     |                             |    |  |

◆ 県職員が組織する親睦団体等や個人による、政治家との会合等での支出に関する整理表

(別紙)

| 大類型    | 小類型                        | 具体的な形態                                                                                                                       |                                        | 左記の経費を親睦団体等から支出することに対する法令上の分析 |                          |                          | 職員個人として支出（参加）<br>※留意点も要参照 |
|--------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|
|        |                            |                                                                                                                              |                                        | 地方公務員法<br>第36条                | 政治資金規正法<br>第22条の 7       | 政治資金規正法<br>第22条の 9       |                           |
| 1 会合   | (1)議会の会合                   | ◆議会（議長、副議長、委員長）が主催者となる会合                                                                                                     | ①政治資金パーティー以外の飲食を伴う懇親会（自主的に持っていく土産代を含む） | 法令上△<br>→×※ <sup>1</sup>      | -                        | -                        | ○                         |
|        |                            | ◆民間団体・任意団体主催の会合だが、組織としての議会やその強い影響力下にある個人（議長秘書等）が発起人の主要メンバーとなって開催するものなど、議会の強い影響力下にあると認められる会合                                  | ②飲食を伴わない勉強会・講演会等の会合                    | 法令上△<br>→×※ <sup>1</sup>      | -                        | -                        | ○                         |
|        | (2)県議の会合                   | ◆県議が主催者となる会合<br><br>◆民間団体・任意団体・後援会主催の会合だが、県議やその強い影響力下にある個人（県議秘書等）が発起人の主要メンバーとなって開催するものなど、県議個人の強い影響力下にあると認められる会合              | ①政治資金パーティーとしての会合                       | 法令上△<br>→×※ <sup>1</sup>      | 法令上△<br>→×※ <sup>2</sup> | 法令上△<br>→×※ <sup>3</sup> | ○                         |
|        |                            |                                                                                                                              | ②政治資金パーティー以外の飲食を伴う懇親会（自主的に持っていく土産代を含む） | 法令上△<br>→×※ <sup>1</sup>      | -                        | -                        | ○                         |
|        |                            |                                                                                                                              | ③飲食を伴わない勉強会・講演会等の会合                    | 法令上△<br>→×※ <sup>1</sup>      | -                        | -                        | ○                         |
|        | (3)県議以外の政治家の会合             | ◆県議以外の政治家個人が主催者となる会合<br><br>◆民間団体・任意団体・後援会主催の会合だが、政治家個人やその強い影響力下にある個人（政治家秘書等）が発起人の主要メンバーとなって開催するものなど、政治家個人の強い影響力下にあると認められる会合 | ①政治資金パーティーとしての会合                       | 法令上△<br>→×※ <sup>1</sup>      | 法令上△<br>→×※ <sup>2</sup> | 法令上△<br>→×※ <sup>3</sup> | ○                         |
|        |                            |                                                                                                                              | ②政治資金パーティー以外の飲食を伴う懇親会（自主的に持っていく土産代を含む） | 法令上△<br>→×※ <sup>1</sup>      | -                        | -                        | ○                         |
|        |                            |                                                                                                                              | ③飲食を伴わない勉強会・講演会等の会合                    | 法令上△<br>→×※ <sup>1</sup>      | -                        | -                        | ○                         |
|        | (4)政党の会合                   | ◆特定の政党やその幹部が主催者となる会合<br><br>◆民間団体・任意団体主催の会合だが、政党の強い影響力下にある個人（政党幹部等）が発起人の主要メンバーとなって開催するものなど、政党の強い影響力下にある会合                    | ①政治資金パーティーとしての会合                       | 法令上△<br>→×※ <sup>1</sup>      | 法令上△<br>→×※ <sup>2</sup> | 法令上△<br>→×※ <sup>3</sup> | ○                         |
|        |                            |                                                                                                                              | ②政治資金パーティー以外の飲食を伴う懇親会（自主的に持っていく土産代を含む） | 法令上△<br>→×※ <sup>1</sup>      | -                        | -                        | ○                         |
|        |                            |                                                                                                                              | ③飲食を伴わない勉強会・講演会等の会合                    | 法令上△<br>→×※ <sup>1</sup>      | -                        | -                        | ○                         |
| 2 贈答品  | ①議会（議長、副議長、委員長）とその関係者への贈答品 |                                                                                                                              | 法令上△<br>→×※ <sup>1</sup>               | -                             | -                        | ○                        |                           |
|        | ②県議とその関係者への贈答品             |                                                                                                                              | 法令上△<br>→×※ <sup>1</sup>               | 法令上△<br>→×※ <sup>2</sup>      | 法令上△<br>→×※ <sup>3</sup> | ○                        |                           |
|        | ③県議以外の政治家とその関係者への贈答品       |                                                                                                                              | 法令上△<br>→×※ <sup>1</sup>               | 法令上△<br>→×※ <sup>2</sup>      | 法令上△<br>→×※ <sup>3</sup> | ○                        |                           |
|        | ④政党幹部等とその関係者への贈答品          |                                                                                                                              | 法令上△<br>→×※ <sup>1</sup>               | 法令上△<br>→×※ <sup>2</sup>      | 法令上△<br>→×※ <sup>3</sup> | ○                        |                           |
| 3 物品購入 | 政党その他の政治団体が発行する機関紙又は新聞等の購入 |                                                                                                                              | 法令上△<br>→×※ <sup>1</sup>               | -                             | -                        | ○                        |                           |

※1は、外形的に当該行為が「特定の政党等を支持する目的」をもって、寄附金その他の金品募集に関与したとの県民からの疑念や不信感を招くおそれがある。

※2は、外形的に当該行為が「業務関係の影響力を利用して不当にその意思を拘束」して寄附のあっせんが行われたとの県民からの疑念や不信感を招くおそれがある。

※3は、外形的に当該行為が「地位を利用して」政治活動に関する寄附への関与や政治資金パーティーへの対価支払への関与があったとの県民からの疑念や不信感を招くおそれがある。

【留意点】

※「○」の場合でも福岡県職員倫理条例に抵触しないよう留意すること。また、全体の奉仕者としての公務員の中立性を損なうこともあり得るため、職員個人としての支出(参加)の任意性が確保されるよう留意すること。

※全体の奉仕者としての公務員の中立性を損なうおそれのある働きかけ・依頼があった場合には、別記「相談票」に基づき内部統制室に相談すること。